

様式第2号

医療救護活動報告書

班名														
災害発生場所														
医療救護活動場所														
活動状況				備考										
月	日	時	時	分	から	分	まで	件	件	件	件	件	件	件
調	服	薬	指	数				件	件	件	件	件	件	件
一般	医薬品	交付						件	件	件	件	件	件	件
薬事	衛生	指導						件	件	件	件	件	件	件
医薬品	等	仕	分					件	件	件	件	件	件	件
医薬品	等	配	送					件	件	件	件	件	件	件
月	日	時	時	分	から	分	まで	件	件	件	件	件	件	件
調	服	薬	指	数				件	件	件	件	件	件	件
一般	医薬品	交付						件	件	件	件	件	件	件
薬事	衛生	指導						件	件	件	件	件	件	件
医薬品	等	仕	分					件	件	件	件	件	件	件
医薬品	等	配	送					件	件	件	件	件	件	件
月	日	時	時	分	から	分	まで	件	件	件	件	件	件	件
調	服	薬	指	数				件	件	件	件	件	件	件
一般	医薬品	交付						件	件	件	件	件	件	件
薬事	衛生	指導						件	件	件	件	件	件	件
医薬品	等	仕	分					件	件	件	件	件	件	件
医薬品	等	配	送					件	件	件	件	件	件	件
月	日	時	時	分	から	分	まで	件	件	件	件	件	件	件
調	服	薬	指	数				件	件	件	件	件	件	件
一般	医薬品	交付						件	件	件	件	件	件	件
薬事	衛生	指導						件	件	件	件	件	件	件
医薬品	等	仕	分					件	件	件	件	件	件	件
医薬品	等	配	送					件	件	件	件	件	件	件

様式第1号の2

番号
年月日

社団法人宮城県薬剤師会長殿

宮城県知事

救護班の派遣内容の変更について（依頼）

このことについて、平成 年 月 日付け第 号で依頼した医療救護活動に関する内容を下記のとおり変更します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣救護班の数
- 4 変更理由

様式第4号

医薬品等使用報告書

班名		数量			薬価基準	
品名	規格	数量	単価	金額		

様式第3号

医療救護班員名簿

班名	職種	氏名	所属	住所	従事期間

様式第5号

事故報告書

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救
護活動において、別紙のとおり事故（傷病者・死亡者）が発生したので報告します。

年 月 日

宮城県知事

殿

社団法人 宮城県薬剤師会長

別紙

事故（傷病者・死亡者）概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳		
住 所							
職 種		勤務地			所属医療 救護班名		
傷 病 名			程 度	重症・中等傷・軽傷			
外来・入院	月 日		診療（入院）				
受傷(発病)日時	年 月 日 時 分						
受傷(発病)場所							
死亡原因							
死亡日時	年 月 日 時 分						
死亡場所							
死亡受傷(発病)時の状況							

様式第7号

扶助金支給申請

年月日

宮城県知事

殿

住所

氏名

災害時の医療救護活動に関する協定書第5条第2号の規定による扶助金を支給されるよう、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷・疾 病にかか り、又は 死亡した 者の状況	氏名		性別	男・女	生年月日		
	住所						
	職種		勤務地		所属医療 救護班名		
	傷病名			受傷(発病 年月日)			
	死亡 原因			死亡年月日			
傷害給別		療養開始 年月日		治ゆ 年月日			
休業日数	年月日から 年月日まで	日間	休業期間中における 業務上の収入の有無				
扶助金支給基礎額	災害に際し応急措置の業務に従事した ものに係る損害補償に関する条例第3 条第2項第()号該当						
扶助金支給申請額							
備考							

※様式第7号に係る注)は略

様式第6号

費用弁償請求書

年月日

宮城県知事 殿

住所
氏名

次の金額を請求します。

金額 円

ただし、年月日から 年月日までにおける災害時の医
療救護活動に対する費用弁償額
(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

災害時の救護活動に関する協定書

東京都を「甲」とし、社団法人東京都薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び東京都地域防災計画（以下「都防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、法、都防災計画及び区市町村地域防災計画に基づき区市町村が行う医療救護について、本協定に準じて地区薬剤師会の協力を受けて実施できるよう必要な調整を行うものとする。

3 乙は、地区薬剤師会に対し、前項の定めによる区市町村の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、法第5条の2、第8条第2項第12号、第74条第1項又は都防災計画に基づき、都内区市町村又は道府県市等において、調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(薬剤師班の活動場所)

第4条 薬剤師班は、救護所及び医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

(薬剤師班の業務)

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

(業務の指示)

第6条 薬剤師班が行う医療救護活動は、原則として被災自治体災害対策本部の指示による。

(薬剤師班の輸送)

第7条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給・輸送)

- 第8条 薬剤師班が使用する医薬品等は、甲がその供給について必要な措置をとるものとする。
- 2 救護所等において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲がその供給について必要な措置をとるものとする。
- 3 医薬品等の輸送は、甲が必要な措置をとるものとする。

(調剤費)

- 第9条 救護所における調剤費は、無料とする。

(合同訓練)

- 第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

- 第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。
- (1) 薬剤師班の編成、派遣に伴うもの
- ア 薬剤師班の編成、派遣に要する経費
- イ 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- ウ 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費
- 2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会への参画)

- 第12条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する東京都災害医療運営連絡会に参画するものとする。

(細目)

- 第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

- 第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(附則)

- 1 この協定は、平成20年7月17日から施行する。
- 2 平成8年2月1日に締結された協定は、これを廃止する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保管する。

平成20年7月17日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 石原慎太郎

東京都千代田区神田錦町一丁目21番地
乙 社団法人 東京都薬剤師会
代表者 会長 桑原辰嘉

災害時の救護活動実施細目

東京都（以下「甲」という。）と社団法人東京都薬剤師会（以下「乙」という。）との間において平成20年7月17日に締結した「災害時の救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第13条に基づく細目は、次のとおりとする。

（薬剤師班の構成）

第1条 協定書第2条に定める薬剤師班の構成は、次のとおりとする。

薬剤師——原則3名

2 災害時の救護活動状況により必要と認めたときは、その他補助者を置くことができる。

（医薬品等供給要請の特例）

第2条 甲は、災害状況により必要と認めたときは、乙に対して、乙の管理する医薬品管理センターからの医薬品等の供給を要請する。

（費用弁償等）

第3条 前条による供給、及び薬剤師班が携行して使用した医薬品等の実費については、甲が負担する。

2 前条による救護活動により生じた施設・設備の損傷については、甲が負担する。

（費用弁償等の請求・報告）

第4条 協定書第11条及び前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、薬剤師班による救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により甲に請求・報告するものとする。

- (1) 薬剤師班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式1）に各薬剤師班ごとの「薬剤師班活動報告及び班員名簿」（様式1—1）を添えて請求するものとする。
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前(1)による様式1に「医薬品・衛生材料等使用報告書」（様式1—2）を添えて請求するものとする。
- (3) 薬剤師班の薬剤師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式2）に「事故傷病者概要」（様式2—1）を添えて報告するものとする。
- (4) 甲が実施する合同訓練に参加する薬剤師班に係る費用弁償等については、前(1)から(3)の定めを準用する。
- (5) 甲の要請により供給された医薬品等に係る実費弁償は、前(1)による様式1に「医薬品等供給報告書」（様式1—3）を添えて請求するものとする。
- (6) 医薬品管理センター等乙の管理する施設において、医療救護活動により生じた施設・設備

の損傷に係る実費弁償は、前(1)による様式1に「物件損傷等報告書」(様式1—4)を添えて請求するものとする。

(7) その他医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則(昭和38年規則第136号)で定める様式を準用するものとする。

(費用弁償等の支払)

第5条 甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査し、適當と認めたときは、協定書第11条第2項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

(附則)

- 1 この実施細目は、平成20年7月17日から施行する。
- 2 平成8年7月11日に締結された実施細目は、これを廃止する。

甲と乙は、本実施細目書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保管する。

平成20年7月17日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 石原慎太郎

東京都千代田区神田錦町一丁目21番地
乙 社団法人 東京都薬剤師会
代表者 会長 桑原辰嘉

(注) 各様式は略

資料14—2 災害用医薬品等備蓄・供給事業 委託契約書(例)(大阪府)

災害用医薬品等備蓄・供給事業委託契約書

災害用医薬品、衛生材料、医療用資器材（以下「医薬品等」という。）の備蓄及び供給業務を行うため、大阪府（以下「甲」という。）と社団法人大阪府薬剤師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

(委託)

第1条 甲は、災害用医薬品等備蓄・供給事業委託要綱に基づく事業（以下「委託事業」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

2 前項の委託事業は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 流通在庫を活用した別表1に掲げる災害用医薬品等の備蓄
- (2) 前項の備蓄場所は、別表2に掲げる大阪府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）とする。

(委託期間)

第2条 この契約の委託期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

(委託事業の実施方法)

第3条 乙は、甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、委託事業を実施するものとする。

(再委託の禁止)

第4条 乙は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(委託料)

第6条 甲は、委託事業を実施するについて必要な経費を乙に支払うものとし、その額は金722,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。

2 甲は、乙の提出する適法な請求書に基づき、委託料を乙に精算払いするものとする。ただし、甲が必要と認めたときは、乙の提出する適法な請求書に基づき乙に対して委託料の全部又は一部を概算払いすることができるものとする。

(委託料の返還等)

第7条 乙は、委託事業の実施に要した経費が概算払いの額に達しないときは、精算の上、前条第2項の規定により概算払いした額の一部を返還するものとする。

2 委託事業の実施に要した経費が前条第1項の限度額を超えたときは、その超過分は、乙の負

担とする。

(検査)

第8条 乙は、委託事業完了後30日以内に、委託事業実施結果報告書及び委託事業精算報告書を甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。

2 乙は、前項の検査の結果、不合格となった場合は、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して、再検査を受けなければならない。

(帳簿等の保管)

第9条 乙は、委託料の収支を明らかにする帳簿を備えるほか、その証拠書類を委託事業終了後又は委託事業の停止した日の属する年度の翌年度から5年間これを整理保管するものとする。

(委託事業の変更)

第10条 乙は、委託事業計画に記載された委託事業の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出てその承認を受けなければならない。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) この契約条項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。

(2) 委託事業を遂行することが困難であると甲が認めたとき。

2 甲は、前項の規定により委託事業の解除を行った場合には、支払った委託料の全部若しくは一部を返還させること、又は支払わないことができる。

(契約の効力)

第12条 この契約の効力は、平成23年4月1日から生じるものとする。

(疑義等の決定)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年 4月 1日

甲 大阪府
代表者 大阪府知事 橋下 徹

乙 大阪市中央区和泉町1-3-8
社団法人 大阪府薬剤師会
会長 藤垣 哲彦

薬効別医薬品	一般名 / 成分名	備蓄品目名	規格・単位	薬価 (円)	備蓄量* 1	備考
解熱鎮痛消炎葉	非ステロイド系解熱消炎 鎮痛剤【内服】	ロキソニン錠	60mg 1 T	20.3	10000	203,000
	解熱鎮痛剤【坐薬】	ボルタレンサポ 25mg	25mg 1 個	57.9	5000	289,500
	〃	アルピニー坐剤 100	100mg 1 個	20.1	1000	20,100
鎮咳剤・去痰剤葉 【内服】	鎮咳剤	メジコン錠 15mg	15mg 1 T	5.8	10000	58,000
		メジコン散 10%	10% 1 g	25.8	5000	129,000
		ブロチニ液 3.3%	1 ml	2.43	5000	12,150
	去痰剤	ムコソルバーン錠	15mg 1 T	21.8	10000	218,000
		ムコソルバーン液	0.75% 1 ml	28.5	2000	57,000
総合感冒葉【内服】	PL 颗粒	1 g	6.6	10000	66,000	
	〈小児用〉	幼児用 PL 颗粒	1 g	6.5	10000	65,000
健胃消化葉【内服】	健胃葉	S・M 散	1 g	6.2	20000	124,000
	消化酵素葉	ベリチーム配合顆粒	1 g	13.4	10000	134,000
消化性潰瘍治療葉 【内服】	プロトンポンプ阻害葉	タケプロン OD 錠 30	30mg 1 T	181.5	10000	1,815,000
	H2受容体拮抗剤	タガメット錠 200mg	200mg 1 T	21.9	10000	219,000
	防御因子増強剤	ムコスタ錠 100	100mg 1 T	19.3	10000	193,000
	抗コリン葉(鎮痛鎮痙葉)	ブスコパン錠 10mg	10mg 1 T	7.6	5000	38,000
	抗ペプシン葉	アルサルミン細粒 90%	90% 1 g	6.8	15000	102,000
止瀉葉・整腸葉【内服】	止瀉剤	ロペミンカプセル 1mg	1 mg 1 P	58.1	5000	290,500
	<小児用>	ロペミン小児用細粒 0.05%	0.05% 1 g	62	5000	310,000
	整腸剤	ビオフェルミン R 錠	1 T	6.1	10000	61,000
便秘葉	下剤【内服】	ブルゼニド錠	12mg 1 T	5.6	10000	56,000
	浣腸剤【外用】	ケンエー G 浣腸	50%40ml 1 個	104.3	2000	208,600
インスリン【注射】	超速効型	ヒューマログ注カート	300 単位 1 筒	1591	500	795,500
	中間型	ヒューマリン N 注キット	300 単位 1 キット	1955	500	977,500
	混合型	ヒューマログ注ミリオペン	300 単位 1 キット	1900	500	950,000
		ヒューマログミックス 25 注ミリオペン	300 単位 1 キット	1900	1000	1,900,000
		ヒューマログミックス 50 注ミリオペン	300 単位 1 キット	1900	1000	1,900,000
経口血糖降下剤 【内服】	SU 剤	グリミクロン錠 40mg	40mg 1 T	27.8	10000	278,000
	αグルコシダーゼ阻害葉	グルコバイ錠 100mg	100mg 1 T	45	10000	450,000
		ベイスン OD 錠 0.2	0.2mg 1 T	43.5	10000	435,000
解毒剤【内服】	金属解毒剤	メタルカプターゼカプセル 100mg	100mg 1 P	67.5	500	33,750
口腔用葉	【軟膏】	ケナログ口腔用軟膏 0.1%	0.1% 1 g	71.6	3000	214,800
	【トローチ】(菌消毒剤含有)	SP トローチ明治	0.25mg 1 T	5.8	10000	58,000
		含嗽用ハチアズレ顆粒	0.1%1g	6	20000	120,000
		ヨウ素化合物【ガーゲル】	イソジンガーゲル液 7%	7%1ml	3.4	15000
殺菌消毒葉	ヨウ素化合物	イソジン液 10%	10%10ml	30.1	20000	60,200
	クロルヘキシジン類	ヒビディール消毒液 0.05%	0.05%25ml 1 袋	35.8	10000	358,000
外皮用葉	抗生物質含有外用葉	ゲンタシン軟膏 0.1%	1 mg 1 g	14.6	5000	73,000
		ソフラチュール	(10.8mg)10cm×10cm 1 枚	60.3	5000	301,500
	抗生物質含有ステロイド外用葉	リンデロン -VG 軟膏 0.12%	1g	31.9	5000	159,500
	非ステロイド軟膏	トバルジック軟膏 1 %	1 % 1 g	27.8	3000	83,400
	抗ウイルス剤	アラセナ -A 軟膏 3 %	3 % 1 g	351.7	1000	351,700
寄生性皮膚疾患葉	水むし葉	マイコスホールクリーム	1 % 1 g	48	2000	96,000
点眼葉	抗生物質	クラビット点眼液 0.5%	0.5% 1 ml	138.1	2000	276,200
	緑内障	チモプトール点眼液 0.5%	0.5% 1 ml	377.3	1000	377,300
		キサラタン点眼液	0.005% 1 ml	928.5	1000	928,500
シップ葉	冷シップ	ミルタックスパップ 30mg	10cm × 14cm 1 枚	22.5	7000	157,500
		MS 冷シップ「タカミツ」	10g	9.5	500000	475,000
	温シップ	MS 温シップ「タカミツ」	10g	10	500000	500,000
特定保険医療材料	注射針	ベンニードル 30G × 8 mm	30G × 8mm	15	5000	75,000
	注射器	マイジェクター 100単位	29G × 1/2	17	6000	102,000
衛生材料	脱脂綿		500g	1400	3000	4,200,000
	ガーゼ		30cm × 10m	700	3000	2,100,000
	包帯		7.5cm × 3.8cm	250	3000	750,000
						57,715,300

【社】大阪府薬剤師会】災害用備蓄医薬品（一般用医薬品）

備蓄量（＊1）；錠、本、P、A

薬効別医薬	一般名 / 成分名	商品名	包装単位	単価（円）	備蓄量*1	備考
強心薬		救心	30粒	2205	100	220,500
解熱鎮痛（消炎薬） （小児用）		バファリンA	20錠	683	400	273,200
		新セデス錠	20錠	682	200	136,400
		タイレノールA	20錠	1200	200	240,000
		小児用バファリンC II	32錠	956	200	191,200
総合感冒薬		ベンザブロックIP	18錠	1733	200	346,600
		ベンザブロックL	18錠	1733	200	346,600
		ベンザブロックS	18錠	1418	200	283,600
		プレコール持続性カプセル	20cap	1890	200	378,000
		コンタック総合感冒薬	18cap	1575	200	315,000
		新ルルA ゴールド	30錠	924	200	184,800
鎮咳去痰剤		ベンザブロックせきどめ錠	36錠	1575	200	315,000
		アネトンせき止め顆粒	16包	1890	200	378,000
鼻炎用内服薬		ベンザ鼻炎薬α（1日2回タイプ）	12錠	1449	200	289,800
		スカイナー鼻炎S錠	18錠	1449	200	289,800
		アルガード鼻炎内服薬Z	10cap	1344	200	268,800
胃腸薬	H2受容体拮抗薬	ガスター10S	6錠	1029	200	205,800
	健胃消化剤	太田胃散（分包）	16包	620	200	124,000
		ビオフェルミン健胃消化薬錠	60錠	1260	200	252,000
	制酸剤	サクロンS	34包	2919	200	583,800
	総合胃腸薬	新キャベジンコーワS	320錠	2730	200	546,000
		第一三共胃腸薬プラス細粒	12包	945	200	189,000
		新タナベ胃腸薬顆粒	36包	1785	200	357,000
		スクラート胃腸薬S	12包	1029	200	205,800
整腸剤・止瀉薬		新ビオフェルミンS錠	45錠	472	300	141,600
		ビオフェルミン止瀉薬	12包	1260	300	378,000
		セイロガン糖衣A	36錠	945	200	189,000
		小中学生用ストップ下痢止め	16錠	1176	200	235,200
便秘薬	緩下剤	コーラックソフト	40錠	714	200	142,800
	浣腸剤	イチジク浣腸10	10g4個	420	200	84,000
		イチジク浣腸30	30g2個	263	200	52,600
アレルギー用薬	抗ヒスタミン剤	レスタミンコーワ糖衣錠	80錠	630	200	126,000
		アレルギール錠	110錠	1365	200	273,000
		ハイガード	24錠	1260	200	252,000
ビタミン薬	【錠】	アリナミンA	60錠	1512	200	302,400
		シナールS錠	200錠	2310	200	462,000
	【内服液】	アリナミンV	50ml	294	1000	"294,000"
点鼻薬	鼻炎用点鼻薬	ザジテンAL 鼻炎スプレー	8ml	1449	200	289,800
点眼薬	一般的薬剤	新VロートEX	13ml	788	200	157,600
		ロートこどもソフト	8ml	630	200	126,000
		NEWマイティアCL	15ml	630	200	126,000
		サンテドウプラスE アルファ	12ml	924	200	184,800
	抗菌薬剤含有	サンテ抗菌新目薬	12ml	1050	200	210,000
		ロート抗菌目薬EX	10ml	1029	200	205,800
	アレルギー用	ロートアルガードクールEX	13ml	1470	200	294,000
		ザジテンAL 点眼液	10ml	1449	200	289,800
うがい薬		イソジンうがい薬	50ml	609	300	182,700
		新コルゲンコーワうがいぐすり	60ml	819	200	163,800
シップ薬	冷シップ	ハリックス55EX 冷感	10枚	1260	200	252,000
		バンテリンコーワパップS	12枚	1470	200	294,000
	温シップ	サロンバスホット	8枚	1365	200	273,000
		ハリックス55EX 温感	10枚	1260	200	252,000
殺菌消毒薬		消毒用エタノール	500ml	1344	200	268,800
		オキシドール	500ml	599	200	19,800
		クレゾール石鹼液	500ml	903	200	180,600
		マキロンS	30ml	399	200	79,800

薬効別医薬	一般名/成分名	商品名	包装単位	単価(円)	備蓄量*1	備考
救急絆創膏		バンドエイド 2001 肌色	25枚	367	200	73,400
		キズガード	100枚	1080	200	216,000
		新カットバンA	70枚	840	200	168,000
		ケアリーヴ M サイズ	30枚	504	200	100,800
マスク		ガーゼマスク学童用		195	300	58,500
		〃 大人用		260	300	78,000
						14,498,300

医療用医薬品 計	57,715,300
一般用医薬品 計	14,498,300
総 計	72,213,600

別表 2

[大阪府薬剤師会] 災害用医薬品備蓄センター

平成 23 年 3 月 29 日現在

No.	名 称	所 在 地	電 話	備考(緊急時の対応)
			F A X	
1	会営吹田薬局	565-0875 吹田市青山台 3-52-1	06-6835-1245	
			06-6832-3942	
2	会営南河内薬局	586-0001 河内長野市木戸町 678-1	0721-53-3921	
			0721-53-3920	
3	大阪府薬剤師会備蓄センター	540-0019 大阪市中央区和泉町 1-3-8	06-6947-5488	優先窓口
			06-6947-5489	
4	箕面市薬剤師会薬局	562-0015 箕面市稻 5-15-3	0727-28-7555	9:00 ~ 19:00
			0727-28-7171	
5	茨木医薬品備蓄分譲センター	567-0821 茨木市末広町 11-21	0726-36-5554	9:00 ~ 16:00
			0726-36-5466	
6	堺市薬剤師会薬局	592-8335 堺市浜寺石津町東 4-2-14	072-280-1870	9:00 ~ 17:00
			072-280-1872	

資料 15 お薬手帳の啓発ポスター（例）



岩手県薬剤師会 災害対策委員会作成



福島県薬剤師会

資料 16 (参考) 用語の説明

○域内搬送

ヘリコプター、救急車等による搬送で、都道府県や市町村が行うもので、災害現場から被災地域内の医療機関への搬送、被災地域内の医療機関から近隣地域への搬送、被災地域内の医療機関から SCU への搬送及び被災地域外の SCU から医療機関への搬送を含む。

○医療計画（都道府県医療計画）

都道府県は、医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定により、国の基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（医療計画）を定めるとされている。医療計画においては、災害医療についても計画を作成することとされている。医療計画は概ね 5 年ごとに見直され、各都道府県では平成 25 年 4 月から新しい医療計画が実施される。

○エコノミー症候群（深部静脈血栓症 / 肺塞栓症）

長時間足を動かさずに同じ姿勢でいると、足の深部にある静脈に血のかたまり（深部静脈血栓）ができ、この血のかたまりの一部が血流にのって肺に流れて肺の血管を閉塞してしまう（肺塞栓）危険がある。初期症状としては、大腿から下の脚に発赤、腫脹、痛み等の症状が出現する。このような症状が発生したら、急いで医療機関を受診する必要がある。足にできた血栓が肺に詰まると、胸痛、呼吸困難、失神等の症状が出現し、危険な状態になる。予防方法は、長時間同じ（特に車中等での窮屈な）姿勢でないようにする、足の運動をする、適度な水分を取る、時々深呼吸をするなど。

○救護所（医療救護所）

応急的な医療活動を行うための場所。災害発生時に、自治体や医師会等から医師や医療チームが派遣され、救護所が開設される。

○緊急通行車両確認標章

大規模災害時には、警察庁が交通道路の一部区間を緊急交通路に指定し、緊急通行車両確認標章のない車両を通行禁止とする交通規制を行う。東日本大震災では、厚生労働省が警察庁と協議し、医薬品等の搬送車両や被災地における往診等のための車両を緊急通行車両として登録できる措置をとった。緊急通行車両確認標章の発行は最寄りの警察署において行う。

○クラッシュシンドローム（圧挫症候群、挫滅症候群）

長時間圧迫された被害者を救出した後に、ショックや腎不全を起こす症状。長時間、重量物の下敷きなどになると、体幹部や足が長時間圧迫され筋組織等が損傷を受ける。この圧迫を除くと、損傷を受けた筋組織から様々な毒素が血液中に流れ出し、これが原因でショックや腎不全が生じると考えられている。クラッシュシンドロームの対策としては、救出後に、状況に応じて人工透析、点滴・輸血などの処置が必要となる。

○激甚災害

激甚災害制度は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、

国民経済に著しい影響を及ぼす災害に対して、地方財政の負担の緩和、被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要であると認められる場合に、その災害を激甚災害として政令で指定し、あわせてその災害に対して適用すべき特例措置を指定するものである。その結果、一般の災害復旧事業補助・災害復旧貸付等の支援措置に加えて、激甚災害法に基づく様々な特例措置が適用されることとなる。

○広域医療搬送

被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急に治療を行うために国が政府の各機関の協力の下で行う活動。

○広域災害・救急医療情報システム：Emergency Medical Information System, EMIS

災害時における全国ネットの災害医療に係る総合的な情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報の集約・提供を行うもの。最新の医療資源情報、超急性期の診療情報、急性期以降の患者受入情報、DMAT活動情報等を収集する。

○後方支援（ロジスティック）

DMATの活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等を確保すること。DMAT活動に必要な連絡、調整、情報収集の業務等も含む。

○災害救助法

災害に際して、国が地方公共団体や日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とした法律。昭和22年10月に施行された。災害救助法の適用を受けた災害の場合、被災県知事の要請を受けて派遣された薬剤師等の派遣・活動に係る費用は国の災害救助費から支払われる。

○災害拠点病院

災害拠点病院は、「災害発生時における初期救急医療体制の充実強化について」（平成8年5月10日健政発第451号厚生省健康政策局長通知）に定められた「災害拠点病院指定要件」を満たした病院を都道府県が指定するもの。平成23年7月現在で618病院（基幹災害拠点病院：57病院、地域災害拠点病院：561病院）が指定されている。

○災害時優先電話

災害時でもある程度発信が優先される電話。災害時優先電話を利用できるのは「重要通信を行う機関」に限定される。平成19年10月1日に「重要通信を行う機関を指定する件」が一部改正・同日施行され、重要通信を行う災害救助機関に「薬局」が加わった。東日本大震災を受け、日本薬剤師会では都道府県薬剤師会を通じて、災害時の医療活動の拠点となる薬局への災害時優先電話の整備を行っている。

○災害弱者（災害時要援護者）

災害時に最も不利な状況におかれる人のこと。乳幼児、小児、寝たきりなどの高齢者、障害者、妊娠婦、病人等のことをいう。災害に備えた準備を前もってしておく必要がある。

○災害派遣医療チーム：Disaster Medical Assistance Team, DMAT

大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。

○災害対策基本法

災害から国土・国民を守るための対策を定めた基本的な法律。国、自治体、公共機関によって必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧などを定めることを求めている。1961（昭和 36）年に制定され、1962（昭和 37）年に施行された。直近では平成 23 年 12 月 14 日に改正されている。

○災害用伝言ダイヤル

地震等の大災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される「災害用伝言板サービス」（メッセージ録音サービス）。電話会社各社が提供する。安否確認に利用できる。

○地震防災基本計画

警戒宣言が発せられた場合における、国の地震防災に関する基本の方針等を定めるもの。国の中央防災会議が作成する。

○自然災害発生時における医療支援活動マニュアル

平成 16 年度厚生労働科学研究「新潟県中越地震を踏まえた保健医療における対応、体制に関する調査研究」において作成されたマニュアル。①災害医療救護班における薬剤師の活動チェックリスト、②薬剤師マニュアル、③災害時携行用医薬品リスト等が掲載されている。

○指定公共機関

内閣総理大臣が、関係法に基づいて指定する公共機関。独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている組織。

○指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。指定地方公共機関の指定を受けている都道府県薬剤師会もある。

○ショック死

ショックが急速に進行したことによる死。外傷・薬物・アナフィラキシーなどが原因となって引き起こされる。

○ステージングケアユニット：Staging Care Unit, SCU

患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時の医療施設として、必要に応じて被災地域及び被災地域外の広域医療搬送拠点に設置されるもの。

○大規模災害時の医薬品等供給マニュアル

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、厚生省（現・厚生労働省）に設けられた「大規模災害時の医薬品等供給システム検討会」が平成8年1月にまとめた報告書。大規模災害時の医薬品供給体制に関し各種提言を行っており、大規模災害時に需要が見込まれる医薬品一覧等も掲載されている。平成18年4月に発刊された第2次改訂版は、国政情報センターで購入可能。

○大規模地震対策特別措置法

大規模地震災害に備えるために規定された法律。大規模な地震災害から国民の生命や財産を保護するため、地震防災対策強化地域の指定や地震観測体制の整備、地震防災体制の整備などを規定して、1978（昭和53）年に施行された。

○地域防災計画

災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第40条により、都道府県防災会議において防災基本計画に基づいて作成される計画と、同第42条により、市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長）において防災基本計画に基づいて作成される計画。

○トリアージ

多数の傷病者が一度に発生する状況下において、負傷者を重症度、緊急救度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。救助、応急処置、搬送、病院での治療の際に行う。I. 最優先治療群（赤）、II. 待機的治療群（黄）、III. 保留群（緑）、IV. 死亡群（黒）の4群に区分され、トリアージタグにより標示される。

○日本医師会災害医療チーム：Japan Medical Association Team, JMAT

東日本大震災前から創設に向け準備が進められていた医療チーム。日本医師会が被災都道府県医師会からの要請に基づいて各都道府県医師会に依頼して結成、派遣される。

○日本災害医療薬剤師学会

災害医療の普及・啓発と対応策の研究を目的として、2006（平成18）年に設立された。会員は、薬局・病院をはじめ、様々な職域の薬剤師で構成されている。

○ハザードマップ

地震防災対策特別措置法（平成7年6月16日法律第101号）第14条や水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第14条、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）第6条などに基づいて作成される、自然災害に対して被害が想定される区域やその程度、避難場所等の情報が記載された地図。

○PCAT：Primary Care for All Team

日本プライマリ・ケア連合学会が行う東日本大震災支援プロジェクトのこと。災害急性期を基本とした短期の医療支援だけではなく、亜急性期から慢性期にかけての長期の医療・保健支援を行うため、医師をはじめとする多職種の医療専門職で構成された災害医療支援チームを被災地に派遣し、活動を継続している。（平成24年3月現在）

○避難所

被災により自宅等で生活できない被災者や帰宅困難者等が、一定期間避難・生活を行う施設のこと。市町村町等は、防災計画により小・中学校等を「指定避難所」として指定し、食料や生活必需品の配布等の救援活動の中心的な役割を果たす避難所としている。

○病院支援

被災地域内の病院に対する医療の支援で、多くの傷病者が来院している病院からの情報発信、当該病院でのトリアージや診療の支援、広域医療搬送のためのトリアージ等を含む。

○防災基本計画

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画。直近では、平成 23 年 12 月 27 日に改訂された。

○防災業務計画

災害対策基本法第 36 条に基づき、指定行政機関である厚生労働省が策定・実施するのが「防災業務計画」である。医薬品等の供給や保健医療活動従事者の確保に関し、薬剤師や薬剤師会に関する事項も盛り込まれている。

○燃え尽き症候群（ストレスによる精神・神経の消耗（Burnout））

大規模災害による大量死、大破壊、凄惨な場面での活動を強いられる救急救命従事者、自治体職員、ボランティア等が、強い責任感を持ち心身の限界を超えて休みなく働き続けた結果、突然燃え尽きたように無気力になる状態。阪神・淡路大震災で多発した。防災組織のリーダーは、スタッフのローテーションに配慮して活動計画を作ることが必要である。

○ライフライン

電気・水道・ガスなど、都市生活に不可欠なエネルギー等の供給システムのことをいう。電気・水道・ガスを表すことが多いが、広い意味では、通信システム（電話）や鉄道等も含まれる。都市で、地震や洪水等の大規模災害が発生した場合には、ライフラインの途絶により大きな混乱が予想される。

(注) 以下の資料等より引用し一部改変

1. 災害医療等のあり方に関する検討会報告書（厚生労働省、平成23年10月）用語の説明
2. 広域災害救急医療情報システム 災害医療用語集
3. 薬局・薬剤師のための災害対策マニュアル（日本薬剤師会、平成19年1月）
4. 埼玉県新座市地域防災計画（平成19年3月）防災用語集